2008年2月21日 第1号 発行者 瀬川 信久 編集者 大嶋 明子

## 消費者支援ネット北海道 ニュースレター

(Hokkaidou Consumer Net 略称:ホクネット)

#### 【目次】

新たな船出を迎えて これまでの経過

新理事長の瀬川先生

新役員紹介

消費者支援ネット北 海道の今後の課題 と組織のあらまし

ホクネットの動き

編集後記

# • FIERMERUZZ

## 消費者支援ネット北海道設立総会終わる!

昨年の12月22日に北海道における適格消費者団体を目指す新たな消費者組織「消費者支援ネット北海道」の設立総会がかでる2・7で開催され約50名が参加しました。

2007年6月に改正消費者契約法が施行され、日本で初めて内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」に事業者の不当な行為を差止める訴訟を起こす権利を認めました。これにより、今まで被害が起きてからの個別救済しかできなかったことが、被害の未然防止・拡大防止にむけ大きく前進できるようになりました。

#### これまでの経過

昨年の6月から、北海 道内で各消費者団体、学 識者、法律の専門家で「適 格消費者団体」を目指すN PO法人を設立する準備を 進めてきました。

10月に設立準備会 (座長・向田尚範北海学園 大学法学部教授以下7名 の委員)を発足し、設立趣 旨書、定款、事業計画など の検討・確認を行ってきま した。

12月にNPO法人設 立発起人会(代表・瀬川 信久 北海道大学法学研 究科長)を立ち上げ、会員 の呼びかけを行い、現在



個人正会員 175名

個人協力会員 5名

団体正会員 3団体(北海道消費者協会、

北海道生活協同組合連合会、北海道労働者福祉協議会)

【2008年2月現在】

約180名が入会していま す。

設立総会では、冒頭、 設立発起人代表の瀬川教 授から「複雑で悪質化する 消費者被害のなかで、新 たに団体訴訟制度ができ た。行政では中立性を重 んじることもあり、なかな面 踏み込むことが難しい面も 多々あるなかで、消費者 団体もまた公益の担い手 であることが認められたことは評価できる。

このことは、より消費者 寄りの判断ができるという であり、民間が公益の一 翼を担い、活動することが できるということです。」と いう消費者ネット北海道の 今後の活動に期待を込め た挨拶がありました。

その後、設立趣旨書・定款・事業計画・収支予算の 承認や新役員の選任を決 定し、NPO法人格の申請 が承認されました。

年明け1月7日には 事務所を開設し、専任の 事務局員を配置して活動 を開始。1月29日にNPO 法人の申請をしました。

現在は3月立ち上げ 予定のホームページの準備・委員会設立の情報収 集を行っています。

#### 新理事長の瀬川先生に、団体訴権について聞きました!

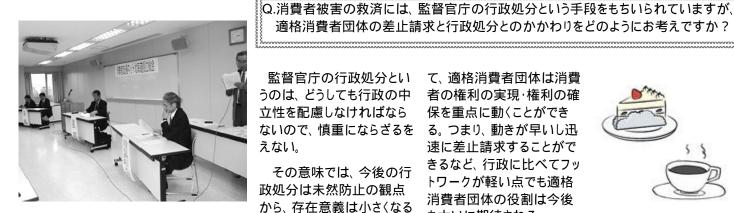
理事長の北海道大学教授瀬川氏

Q. 改正消費者契約法に消費者団体訴訟制度が導入されて、適格消費者団体に差 し止め請求権を認めました。従来の消費者被害の救済は個別的・事後的救済であっ たが、この消費者団体訴訟制度の導入が、今後の被害の未然防止にどのように役 立つとお考えですか?

これまでの消費者苦情 は、個々の訴えに対して調 査を行い、救済を求めていく のが基本であった。消費者 団体訴訟制度では、適格消 費者団体が差止を請求す る、あるいは差止の申し入 れをするということで、観点 が個々の被害者ではなく て、事業者ごとに捉えること

になっている。被害の未然 防止という点で、個別の事 案にひきずられずに差止請 求が可能になった。不当な 約款などを本当の意味で、 未然に防止することができ ないけれど、一部でも出さ れたら対応することが可能 になるため、非常に対処し やすくなったといえる。

さらに個別の被害事実の 認定あるいは侵害状況の認 定よりも、不当な行為そのも のを捉えて差止を請求する ことができるという点では、 被害の未然防止に非常に 有効な手段といえる。



設立総会の議事進行の様子

監督官庁の行政処分とい うのは、どうしても行政の中 立性を配慮しなければなら ないので、慎重にならざるを えない。

その意味では、今後の行 政処分は未然防止の観点 から、存在意義は小さくなる 可能性がある。それに対し

て、適格消費者団体は消費 者の権利の実現・権利の確 保を重点に動くことができ る。つまり、動きが早いし迅 速に差止請求することがで きるなど、行政に比べてフッ トワークが軽い点でも適格 消費者団体の役割は今後 も大いに期待される。

適格消費者団体の差止請求と行政処分とのかかわりをどのようにお考えですか?



瀬川先生へのインタービューは予定の時間 (30分)を大幅にオーバーしてしまいました が、貴重な話をお聞きすることができました。 紙面の関係上、全てをご紹介することができ ないのが、残念です。次回のニュースレターで ご紹介したいと思います。  $(A \cdot O)$ 



## ☞消費者支援ネット北海道の新役員を紹介します

(敬称略 50音順)

理事長	瀬川	信久	北海道大学大学院法学研究科長	常任理事	宮本	伸司	日本消費生活アドバイザー・コンサル タント協会北海道支部長
副理事長	島田	昭吉	北海道消費者協会専務理事	理事	櫻田	憲治	北海道労働者福祉協議会事務局長
副理事長	鳥海	光男	北海道労働者福祉協議会副理事長	理事	須田	晟雄	北海学園大学大学院法務研究科教授
副理事長	松村	喬	北海道生活協同組合連合会顧問	理事	南	信子	北海道消費者協会理事
常任理事	伊藤	貞男	北海道生活協同組合連合会専務理事	理事	宮下	貴美子	消費生活アドバイザー
常任理事	番井	菊世	司法書士	監事	岡田	誠司	司法書士
常任理事	道尻	豊	弁護士	監事	青木	豪	弁護士

## 消費者支援ネット北海道の今後の課題と組織のあらまし

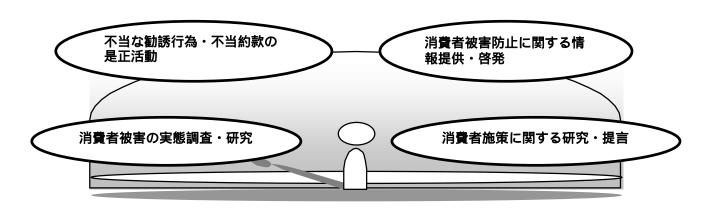
昨年の12月22日に設立総会が終了し、約1ヶ月半経ちました。これから HP の立ち上げ準備、被害対策委員会の設置、消費者被害の情報収集・調査や優先的に取り組むべき事例検討などこれからの課題は山ほどあります。しかし、当初は『この組織はいったい何をするのか』を目に見える形での広報や宣伝というところに主眼をおいて取り組んでいくことが大事と考えています。さらに『消費者団体訴訟制度』自体がどのようなものか十分に周知されているとはいえません。そこで、ホームページでの情報発信・ニュースレターの定期的発行を通じて、消費者支援ネット北海道の活動を紹介していきたいと思います。

### Q どんな目的で設立したの?

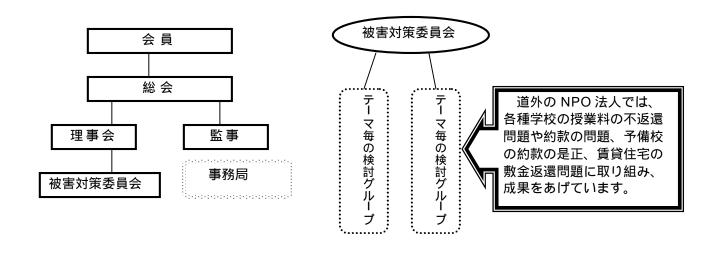
A. 不当な勧誘や不当な契約条項による被害の未然防止・拡大防止を主な活動とし、消費者全体の利益の擁護と消費者の権利の拡充に寄与する目的で設立します。

### Q どんなことをするの?

A. 弁護士・司法書士、学識経験者や消費者問題の専門家、個人正会員・個人協力会員が協力し、不当な勧誘や契約条項、表示等をチェックし、事業者に是正の申し入れを行います。そのことにより、消費者被害を未然に防ぐことができるようになります。

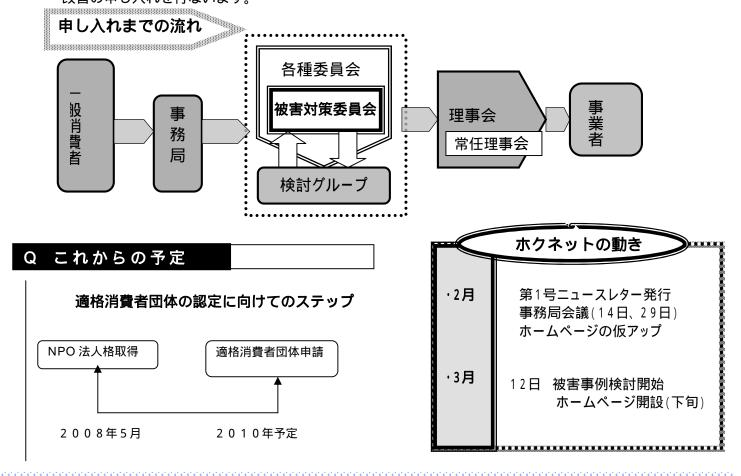


## Q 運営組織は?



### Q 被害対策委員会と検討グループはどんな関係?

A. 被害対策委員会では被害の緊急度や大きさなどから取り組むテーマを選択します。検討グループは選択したテーマでの実務作業(事例や約款の比較検討)をした後に、まとめて行動方針を被害対策委員会に提起します。被害対策委員会でこのまとめを検証して理事会に報告します。次に理事会の議を経て、事業者に改善の申し入れを行ないます。



#### 情報提供をお願いします。

消費者支援ネット北海道では、 消費者被害の情報提供を受け付けています.

ご自身の体験、身内、友人など被害にあわれた方は情報をお寄せください。電話・FAX 又は e-mailで受け付けております。



◇ 次号発行は4月予定です。

#### 編集後記

旧暦では2月7日が旧正月。正月はとっくに過ぎましたが、そんな話を聞くとなんとなく華やいだ気持ちになるのは何とも不思議なものです。日本の伝統的なしきたり・行事がだんだん日本の家庭から薄れていくなかで、最近、昭和の時代に回帰するような映像を目にします。

その当時、今ほど物は豊かにないけれ ど、そこには様々な想像力をかきたてる 要素とエネルギーが満ち溢れていまし た。ホクネットもそんな活動を目指して

まずは第1歩から・・。

 $(A \cdot O)$ 

#### 消費者支援ネット北海道

(通称:ホクネット)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F

TEL: 011 - 221 - 5884 FAX: 011 - 221 - 5887

E-MAIL:

hocnet1222@alto.ocn.ne.jp